



2025 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 セカンドサイトアナリティカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 高山 博和
(コード番号：5028 東証グロース市場)
問合せ先 管 理 本 部 長 木田 雪生
(TEL. 03-4405-9914)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2025年7月1日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式80,737株
(3) 処分価額	1株につき362円
(4) 処分価額の総額	29,226,794円
(5) 割当予定先	当社従業員 48名 80,737株
(6) その他	—

2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年3月16日開催の取締役会の決議により、所定の要件を満たす当社従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、対象従業員を対象とする譲渡制限付株式付与制度の導入を決議しております。

今般、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、対象従業員48名に対して金銭債権合計金29,226,794円を付与し、当該金銭債権の合計29,226,794円を現物出資の目的として（募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金362円）、本自己株式処分として当社の普通株式80,737株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。本割当株式には、中長期的かつ継続的な勤務等を促す観点から、譲渡制限を設けることとし、その期間を当社の取締役会が定める一定の期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）で設定いたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」といいます。）を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

<本契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

対象従業員は、本譲渡制限期間中、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の役職員の地位にあることを条件として、本譲渡制限期間満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、合理的に算出した株数について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年5月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である362円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上